

函館市集合住宅におけるごみの共同排出に係る指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成4年函館市条例第43号）第10条第2項の規定に基づいて市が行う集合住宅におけるごみの排出の指導に關し必要な事項について定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、アパートおよびマンション等の集合住宅（1棟の建築物のうち、その内部の独立して住宅の用に供される部分が2戸以上あり、かつ、それら各戸が水平または垂直の方向に連続している形式の建築物で、所有者と入居者との間における賃貸または分譲の契約により住宅の用に供されているものをいう。以下同じ。）について適用する。

(事前協議)

第3条 建築主または所有者が、集合住宅の新築または増改築等をする場合において、ごみ容器等（集合住宅の居住者がごみを排出する場合に共同で用いる別紙に掲げるごみ容器およびごみの集積設備ならびにごみの集積場所をいう。以下同じ。）を設置しようとするときまたは設置しているごみ容器等の変更をしようとするときは、あらかじめ当該ごみ容器等の位置および規模等について、函館市環境部長に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議は、別記第1号様式の協議書によってしなければならない。

(ごみ容器等の設置基準)

第4条 集合住宅におけるごみ容器等の設置は、別紙の基準によらなければならない。

(管理責任者の選定等)

第5条 集合住宅において、ごみ容器等を設置するときは、その管理責任者を定めなければならない。

2 前項の管理責任者に変更があったときは、当該集合住宅の建築主または所有者等は、速やかにその旨を函館市環境部長に申し出なければならぬ。

(管理責任者の責務)

第6条 前条第1項の管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、ごみ容器等の周辺を常に清潔に保つ等生活環境上およびごみの収集作業上の支障を来さないよう、ごみ容器等およびその周辺の適正な管理をしなければならない。

2 管理責任者は、前項の規定による責務に関し、市の指導を受けたときは、速やかにごみ容器等の適切な管理のために必要な措置をしなければならない。

3 集合住宅の居住者がごみの排出を適正に行わない場合において、市が当該居住者を指導しても改善されないと認められるときは、当該管理責任者は、その責任において、当該集合住宅におけるごみの排出が適正に行われるようしなければならない。

(勧告)

第7条 函館市環境部長は、第4条の規定によるごみ容器等の設置について、別紙の基準に適合していないと認められる場合または管理責任者が前条の規定による責務を十分に遂行していないと認められる場合には、当該集合住宅の管理責任者または所有者に対して、ごみ容器等の改善および管理責任者の責務の遂行について、勧告をすることができる。

2 前項の勧告は、別記第2号様式の勧告書によりするものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年6月2日から施行し、同日以後に新築および増改築等を行おうとする集合住宅について適用する。
- 2 この要綱の施行前に設置されたごみ容器等の管理者は、その管理に係るごみ容器等について、第4条に規定する基準に適合するよう努めなければならない。
- 3 第5条の規定は、この要綱の施行前にごみ容器等が設置されている場合で、その管理につき、生活環境上またはごみの収集作業上著しく支障を来すことにより市の指導を受けたときについても適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別紙

函館市集合住宅におけるごみの共同排出に係るごみ容器等設置基準

1 ごみ容器（ごみを収納することができる箱状の形態の物で、移動が可能なものをいう。）

(1) 設置の位置は、次のいずれの要件をも満たしていかなければならぬ。

ア 集合住宅の敷地内であること。

イ 市が定めている一般の家庭から排出されるごみの収集路線に面していること。

ウ その周辺を収集車両が容易に通行できること。

エ 収集作業を安全に行うことができ、かつ、収集効率の妨げにならないこと。

(2) 構造および規模は、次のいずれの要件をも満たすものでなければならない。

ア 収集作業が容易にできる構造であるとともに、収集作業をするために必要な空間および安全性が確保されていること。

イ 分別表示看板等により、排出するごみをその種類ごとに分別して収納できる構造であること。

ウ 次の規格に適合していること。

(ア) 上部開閉式の場合は、高床式とし、容器の底まで容易に手が届くような構造であること。

(イ) 前部開閉式のものは、高床式とし、容器の奥まで容易に手が届くような構造であること。

(ウ) 容量は、そのごみ容器を利用する戸数に見合ったものであること。

2 ごみの集積設備（建築物等に附設されている構築物で、その中にごみを集積できるものをいう。）

(1) 設置の位置は、次のいずれの要件をも満たしていかなければならぬ。

- ア 集合住宅の敷地内であること。
- イ 市が定めている一般の家庭から排出されるごみの収集路線に面していること。
- ウ その周辺を収集車両が容易に通行できること。
- エ 収集作業を安全に行うことができ、かつ、収集効率の妨げにならないこと。

(2) 構造および規模は、次のいずれの要件をも満たすものでなければならない。

- ア 収集作業が容易にできる構造であるとともに、収集作業をするために必要な空間および安全性が確保されていること。
- イ 分別表示看板等により、排出するごみを原則として、その種類ごとに分別して集積できる構造であること。
- ウ ごみの散乱を防止できる構造であること。
- エ 容量は、その集積設備を利用する戸数に見合ったものであること。
- オ 床面は、コンクリート等不浸透性の材質とし、水洗いをした場合の排水に支障のない程度の勾配を設けること。ただし、移動式ごみ集積設備については、この限りでない。

3 ごみの集積場所（ごみを集積できるように設けた空間で、ごみ容器またはごみの集積設備に該当しないものをいう。）

(1) 設置の位置は、次のいずれの要件をも満たしていかなければならぬ。

- ア 原則として集合住宅の敷地内であること。
- イ 市が定めている一般の家庭から排出されるごみの収集路線に面していること。
- ウ その周辺を収集車両が容易に通行できること。

エ 収集作業を安全に行うことができ、かつ、収集効率の妨げにならないこと。

(2) ごみをネットで覆うなどの措置を講じて、ごみの散乱の防止が図られているものでなければならない。

別記第1号様式（第3条関係）

集合住宅におけるごみの共同排出に係る事前協議書

平成 年 月 日

函館市環境部長様

住 所

氏 名

印

電 話

集合住宅の名称			
集合住宅の所在地	函館市	町 丁目	番 号
集合住宅の戸数	戸		
設置するごみ容器等の種別	(該当するものを○で囲んでください。) • ごみ容器 • 集積設備 • 集積場所		
所有者の氏名			
所有者の住所	電話		
管理責任者の氏名			
管理責任者の住所	電話		
ごみ容器等の設置の位置図	(集合住宅の建物および設置するごみ容器、ごみの集積設備またはごみの集積場所等の位置、道路等を示してください。)		
ごみ容器等の規模	幅 cm,	高さ cm,	奥行 cm, (容量 m ³)
備考			受付欄

注 備考欄には、記入しないでください。（協議事項記入用）

別記第2号様式（第7条関係）

集合住宅のごみ容器等の状況（ごみ排出状況）の改善勧告書

函 環 事
平成 年 月 日

様

函館市環境部長

貴管理（所有）の集合住宅のごみ容器等（ごみの排出状況）は、ごみの適正な処理や環境美化の観点から著しい支障となっております。

のことから、当部では、居住者に対し再三改善をお願いしてまいりましたが、状況の好転が見られません。

つきましては、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」ならびに「函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例」および「函館市集合住宅におけるごみの共同排出に係る指導要綱」に基づき、下記のとおり適切な対処をするよう勧告します。

記

1 集合住宅の所在地 町 丁目 番 号

2 集合住宅の名称

3 改善を要するごみの排出の状況等

4 改善の手段

5 改善の期限 平成 年 月 日まで